

福山市 総務委員会（令和7年12月10日）

△議第155号 福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○委員長（奥陽治） 次に、議第155号福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

◎総務部長兼選挙管理委員会事務局参与（岩崎雅宣） 議第155号福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明します。

本条例は、本年の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員及び本市の一般職の職員に対して取られる期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正する措置を踏まえ、議会の議員に対する期末手当の支給月数を引き上げること、また議会の議員の報酬月額については、1997年4月1日付の改定以来、28年余り据え置いています。この間、本市が地域手当の支給対象地となったこと、議員の活動が広域化、多様化していること、さらには他都市の状況などを考慮して引き上げることについて、所要の改正を行うものです。

第1条は、議会の議員の本年12月期の期末手当の支給月数について、現行の100分の217.5から100分の5引き上げ、100分の222.5に改めるものです。

第2条は、議会の議員の議員報酬について、議長については現行の76万5000円を79万5000円に、副議長については現行の68万5000円を71万2000円に、議員については現行の63万5000円を66万円にそれぞれ改めるものです。

また、来年度以降の期末手当の支給月数について、本年度の引上げ分100分の5を6月期と12月期に均等に振り分け、100分の220に改めるものです。

附則の施行期日等について、第1項において、施行期日は公布の日です。ただし、来年度以降の期末手当の改正については、来年4月1日とするものです。第2項において、本年12月期の期末手当の改正については、本年12月1日から適用します。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（奥陽治） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。大田祐介委員。

◆（大田祐介委員） この議案に費用弁償と入ってるんですけど、費用弁償はもう20年近く前になくなりましたが、条例の中には残ってるんですか。

◎総務部長兼選挙管理委員会事務局参与（岩崎雅宣） この条例の名称で費用弁償とございますのは、委員が先ほど言われました、以前廃止をされました費用弁償のことではござ

いまして、旅費等の費用を弁償するといったことで条例の名称になってございます。

以上でございます。（大田祐介委員「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（奥陽治） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（奥陽治） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。千葉真一委員。

◆（千葉真一委員） 議第155号福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、水曜会の討論を行います。

議員の報酬等については、平成9年4月1日の改定から28年が経過している。この間に本市は中核市となり、周辺4町との合併を経て、議会における審査事項は増加の一途をたどっている。逆に、議員年金の廃止など、身分保障は不安定化している。これらの社会情勢を鑑みれば、今回の改定は妥当なものとする。今回の改定により、様々な世代による議会議員への挑戦が促され、一層の議員活動の活性化や意欲の向上につながることを期して、賛成。

以上です。

○委員長（奥陽治） 佐久間裕徳委員。

◆（佐久間裕徳委員） 議第155号福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、公明党の討論を行います。

本改正の議会の議員の報酬月額については、1997年4月1日改定以来28年余り据え置かれており、改定以降、議員を取り巻く環境は大きく変化し、活動範囲の拡大や地域課題の多様化、複雑化もかなり進んできている。そうした背景の中、地域の声を確実に議会へ届け、地方自治を維持していくためにも議員が活動しやすい環境整備は避けて通れない課題であり、人事院勧告を伴うもので全国的な見直しを鑑み、本改正に賛成。

以上です。

○委員長（奥陽治） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（奥陽治） 御異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

福山市 令和7年第5回（12月）定例会（令和7年12月17日）

○議長（今岡芳徳） 次に、日程第2 委員長報告について、議第121号令和7年度福山市一般会計補正予算から請願第3号中学校も含む学校給食無償化を求める要望についてまでの40件を一括議題とします。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会においてそれぞれ審査をいただいておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

総務委員長 25番奥 陽治議員。

（25番奥 陽治議員登壇）

◆総務委員長（奥陽治） 総務委員会の委員長報告をいたします。

去る12月9日の会議において総務委員会にその審査を付託されました案件について、本委員会は12月10日会議を開き、関係理事者の説明を求め、慎重に審査いたしました結果、次のとおり結論を得た次第であります。

すなわち、議第126号福山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、その内容は、行政手続のオンライン化を包括的に規定する本条例における本人確認及び手数料納付の手法や添付書類の省略について、より具体的に規定するもので、討論において、賛成の立場から、水曜会は、マイナンバー制度による情報連携の本格運用により、行政手続における添付書類が一部省略可能になっている。これは、行政機関間でマイナンバーを活用して必要な情報をやり取りする仕組み、情報提供ネットワークシステムによるものである。

行政手続における市民の負担を軽減し、利便性をより向上させるものとなるため、賛成との意見が述べられ、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第127号福山市税条例等の一部改正については、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が2025年令和7年3月31日に公布されたことにより所要の改正を行うもので、その内容は、公示送達制度の見直しについて、公示事項を不特定多数の者がインターネットまたは書面の掲示板への掲示、または電子計算機での閲覧ができる状態に置く措置を取ることとするもの、個人市民税について、所得控除において大学生年代の子等の所得に応じて遡減する控除額に新たに特定親族特別控除の額を追加等するもの、市たばこ税については、加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式等として課税するもの、また、激変緩和措置とし

て2026年令和8年4月1日から2段階で課税方式の見直しを実施するもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第128号福山市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、離島振興法第20条の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、その内容は、課税免除となる特別償却設備の取得期間を2027年令和9年3月31日に延長するもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第130号福山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正については、電気通信事業法の一部改正による号ずれに伴い、規定を整理するもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第131号（仮称）まちづくり支援拠点施設整備業務委託契約締結の変更については、本施設について、各施設配置等の検討を行った結果、仕様を変更したことにより工事に日数を要するとともに工事費が増加することに伴い、完成年月日を2026年令和8年3月31日から同年7月31日に、契約金額を23億7105万円から26億9830万円に変更するもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第133号財産の無償譲渡については、旧加茂支所について、土地上にある建物等を譲渡人の費用と責任において全て解体及び撤去することを条件とし、建物解体撤去費用が土地価格を上回る部分を本市が負担した上で、財産を無償で譲渡することについて議会の議決を求められたもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第142号公の施設（福山市斎場）の指定管理者の指定については、福山市中央斎場、福山市西部斎場、福山市神辺斎場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求められたもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第155号福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、令和7年の人事院勧告に伴い一般職の国家公務員及び本市の一般職の職員に対して取られる期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる措置を踏まえ、議会の議員に対する期末手当の支給月数を引き上げること、また、1997年平成9年4月1日改定以来28年余り据え置いている議会の議員の報酬月額について、本市が地域手

当の支給対象地となったこと、議員の活動が広域化、多様化していること、さらには他都市の状況等を考慮して引き上げることにつき、所要の改正を行うもので、討論において、賛成の立場から、水曜会は、議員の報酬等については平成9年4月1日の改定から28年が経過している。この間に本市は中核市となり、周辺4町との合併を経て、議会における審査事項は増加の一途をたどっている。

逆に、議員年金の廃止などの身分保障は不安定化している。これらの社会情勢を鑑みれば、今回の改定は妥当なものとする。

今回の改定により、様々な世代による議会議員への挑戦が促され、一層の議員活動の活性化や意欲の向上につながることを期して、賛成。

同じく賛成の立場から、公明党は、議会の議員の報酬月額については、1997年4月1日改定以来28年余り据え置かれている。改定以降、議員を取り巻く環境は大きく変化し、活動範囲の拡大や地域課題の多様化、複雑化もかなり進んできている。

そうした背景の中、地域の声を確実に議会へ届け、地方自治を持続させていくためにも、議員が活動しやすい環境整備は避けて通れない課題である。人事院勧告に伴うもので、全国的な見直しを鑑み、本改正に賛成。

との意見がそれぞれ述べられ、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第156号福山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、市長等の給料月額について、1997年平成9年4月1日改定以来28年余り据え置いているが、他の中核市との比較や本市における地域手当の経過措置状況を考慮して引き上げることにつき、所要の改正を行うもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第157号福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正については、本年の人事院勧告に伴い一般職の国家公務員及び本市の一般職の職員に対して取られる期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる措置を踏まえ、特別職の職員に対する期末手当の支給月数を引き上げることにつき、所要の改正を行うもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第158号福山市一般職員の給与に関する条例等の一部改正については、令和7年の人事院勧告に伴い一般職の国家公務員に対して取られる給与改定及び同年の広島県人事委員会勧告に伴い広島県職員に対して取られる措置を踏まえ、給料表等の改定を行う

こと等につき、所要の改正を行うもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会の委員長報告といたします。

○議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。12番三好剛史議員。

◆12番（三好剛史） ただいまの総務委員会の委員長報告について討論を行います。

議第126号福山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正については、自治体のシステム標準化に係るガバメントクラウドへの移行を、2026年1月以降、順次対応が進められていくことを機に、条例名を福山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に改め、オンライン上の行政手続の取扱いを具体的に規定するものですが、条例の目的についても、改定前は行政手続等に関する情報通信の技術を利用する方法を定めるものとしていたものが、改定後には情報通信技術を活用した行政の推進について手続等を行うために必要となる事項を定めるものとし、行政のデジタル化を推進していく役割が明記されています。

自治体のシステム標準化をめぐるっては、当初説明されていたコスト削減どころか、かえって負担増となる見通しであり、標準化される20業務において、自治体独自の施策が制限され得る問題は解決されていません。

現在進められている行政のデジタル化が、本当に市民生活に寄与するものなのかどうかを冷静に図ることが重要であり、デジタル化の推進を行政の役割に条文で位置づけることは時期尚早です。

議第127号福山市税条例等の一部改正については、公示送達制度の見直しにより、これまで居所不明者の納税通知書等の公示事項を掲示場に掲示していたものに加え、本市のホームページ上に記載する措置を定めるものですが、通常の事務に加え、インターネット上に公開する事務が増えることに加え、個人情報に不特定多数の者がネット上でアクセスできることとなります。

地方税法改正によってプライバシーへの配慮事項が定まった上での施行となっておりますが、画面上で確認できる情報のトレースを防ぐ手だての確立は現状不可能であり、危険です。

議第133号財産の無償譲渡については、旧加茂支所の解体条件付での売却に係るもので、解体費が土地の評価額を上回る場合に、差額を市が負担するマイナス入札制度を適用し、市が差額分500万円を支払い無償譲渡するものです。

当該の敷地においては、譲渡後に住宅や商業施設、小規模工場などが開発可能ですが、具体的な用途については決められていません。

住民福祉向上のために整備された公共施設は、解体後の土地の用途についても地域住民との合意形成を行うべきであり、住民の同意なく、用途も不明なまま譲渡することは認められません。

議第155号福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正及び議第156号福山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、市議会議員の報酬月額を約4%、市長等の給与月額を約2%それぞれ引き上げるものですが、現状でも議員報酬、市長給与の水準は、62中核市中でもいずれも20位以内に入る高い水準ですが、今回の引上げの結果、議員は8位、市長は10位となります。

福山市特別職報酬審議会は、引上げ率の根拠として人事院勧告を引用していますが、議員の報酬と市長の給与は生活給ではなく、物価指数等の状況とは切り離して定められるべきものであり、まずは市民理解と透明性が求められます。

しかし、現状は人手不足の状況と相まって、小規模の事業所等では従業員の賃上げにも苦慮しており、既に高額な議員報酬、市長給与を引き上げることはとても理解を得られるものではありません。

以上のことから、委員長報告に反対を表明し、日本共産党の三好剛史の討論といたします。

○議長（今岡芳徳） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今岡芳徳） 起立多数であります。したがって、委員長報告のとおり決定いたしました。